

第1回消費者行政の体制整備のための
意見交換会
議事録

内閣府消費者基本政策室

第1回 消費者行政の体制整備のための意見交換会 議事次第

1. 日時 平成25年3月14日(木曜) 17:30~18:58

2. 場所 消費者委員会大会議室1

3. 出席者

内閣府特命担当大臣 森まさこ

内閣府副大臣 伊達忠一

石戸谷弁護士

松本教授

阿南消費者庁長官

河上消費者委員会委員長

野々山国民生活センター理事長

(説明者)

国民生活センター 山形理事

(事務局)

小田室長、川口副室長、服部参事官、浅田参事官

4. 議事

(1) 開 会

(2) 議 事

1) 消費者行政の体制の現状及び国民生活センターの在り方の見直しの経緯

2) 有識者ヒアリング

佐野真理子(主婦連合会事務局長)

長田三紀(全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長)

拝師徳彦(弁護士、ウォッチねっと事務局長)

花井泰子(適格消費者団体あいち消費者被害防止ネットワーク理事)

(3) 閉 会

○服部参事官 それでは、ただいまから、「第1回消費者行政の体制整備のための意見交換会」を開催いたします。

事務局を務めます服部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、森まさこ内閣府特命担当大臣より、御挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○森大臣 消費者担当大臣の森まさこでございます。

本日は皆様、御多忙のところ、第1回の消費者行政の体制整備のための意見交換会に御参集を賜りまして、ありがとうございます。

また、皆様には、日ごろから、消費者行政の推進につきましてさまざまな場面で御協力をいただき、ありがとうございます。

国民生活センターについては、平成25年度においては独立行政法人として御活躍をいただくとする一方で、平成26年度以降については、国民生活センターの機能をさらに充実・強化をしていくとの方針のもと、国への移行を含めて、あらゆる選択肢を排除せず、引き続き検討していくことと私のほうで決めさせていただいたところでございます。

国民生活センターは、40年以上にわたり、消費者行政の推進に当たって極めて重要な役割を果たしてきた組織であり、国民生活センターの在り方については、消費者庁、消費者委員会も含めた消費者行政全体の在り方を検討する中で、福田元総理の就任演説にありましたように、消費者庁創設時の理念に立ち返りつつ、消費者行政を応援していただいている方々をはじめ、さまざまな方々の御意見を伺いながらしっかり検討していくことが必要です。そこで、さまざまな立場の有識者から率直な御意見を伺っていくために、本意見交換会を開催することといたしました。

この意見交換会には、松本教授と石戸谷弁護士に毎回出席していただきます。松本教授は、当時の福田総理のもと、消費者行政を統一的・一元化に推進するため、強い権限を持つ新組織の在り方を検討した「消費者行政推進会議」の委員でられました。消費者委員会の初代委員長も務められました。石戸谷弁護士は、消費者行政一元化の検討に際し、日本弁護士連合会に設置された消費者行政一元化推進本部の事務局長を務められました。

今後は、お二人とともに、有識者の皆様方からのヒアリングを月1回程度実施し、ことしの夏に中間整理を行う予定でございます。各分野でご活躍されているさまざまな立場の有識者の皆様の熱意や御協力をいただきながら、皆様とともに、国民生活センターを含めた消費者行政の在り方について、しっかり検討してまいりたいと考えておりますので、何卒御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

○服部参事官 続きまして、伊達忠一内閣府副大臣より、御挨拶をいただきたいと存じます。

○伊達副大臣 内閣府副大臣、伊達忠一でございます。皆様方には、日ごろから消費者行政に大変な御尽力をいただいておりますこと、心から感謝を申し上げます。

この意見交換会を通じて、さまざまな立場の有識者の皆さんの声にしっかりと耳を傾け

ながら、真に消費者目線に立った行政が実現するよう、全力で取り組んでまいりたいと思います。何卒、皆様方、御協力を心からお願い申し上げます。ありがとうございます。

○服部参事官 ありがとうございます。

ここで、カメラは退出ということでお願いいたします。

(報道関係者退室)

○服部参事官 本会議の趣旨などにつきましては、既に皆様方に御案内させていただいておりますが、資料1-1のとおりでございます。

また、本会議の運営につきましては、これも既に松本先生、石戸谷先生の御了解をいただいておりますが、資料1-2のとおりでございます。意見交換の終了後には、議事録を速やかに作成し公表したいということでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事1「消費者行政の体制の現状及び国民生活センターの在り方の見直しの経緯」についてでございます。

まず、これまでの議論の確認ということで、消費者行政の体制の現状、消費者委員会及び消費者庁の設置以降における、国民生活センターの在り方の見直しの経緯について、私どもから御説明させていただきます。

あわせて、特殊法人時代を含めた、これまでの行政改革における国民生活センターの見直しに関する議論、予算・職員数の推移、こうしたことも含めて、国民生活センター山形理事から御説明をいただくことになっております。

まず、資料2について御説明させていただきます。資料2-1でございます。

これは、消費者行政の体制の現状を図にしたものでございます。「特命担当大臣(消費者及び食品安全)必置」になっております。消費者問題及び食品安全に関する事項の総合調整、消費者庁・消費者委員会の事務及び食品安全委員会の食品健康影響評価に関する事務を掌理しております。

消費者委員会は、審議会等ということで内閣府に置かれています。また、内閣府の外局として消費者庁がございます。所管の法人といたしまして、国民生活センターがございます。

今回、内閣府消費者基本政策室が事務局をさせていただいておりますが、内閣府の内部部局に置かれているものでございます。

次に、資料2-3をおめぐりいただければと思います。これは、「消費者庁及び消費者委員会設置法」の附則でございます。三の3行目、「施行後3年以内に」ということで、「消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるもの」とされておまして、従来も、これを踏まえつつ検討してきたところでございます。

資料2-4は、附帯決議ということで、後々の議論の御参考にしていただければと考え

ております。

次に、資料 3-1、これまでの国民生活センターの在り方の見直しの経緯につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

平成 21 年度、9 月のところ、設置と書いておりますが、附則第 3 項、今、申し上げましたことが記されているわけでございます。

平成 22 年度 12 月 7 日、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」、閣議決定がなされております。

ここで、1 ページおめくりいただきまして、国民生活センターについてでございますが、「必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討」「直接相談、研修施設における研修の廃止」が閣議決定されております。

4 番、国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォースでございます。長官及び理事長を含む当事者間で検討がなされました。「国民生活センターの各機能については、平成 25 年度に消費者庁に移管し、一元化することを目指す」とされております。

10 月、「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」でございます。野村先生に座長を務めていただきまして、第三者からなる検証ということで進められたものでございます。ここでの結論といたしまして、3 つ、「センターの各機能を、新たな法人制度ではなく国へ移行することが現実的」「いわゆる『政府から独立した法人』との考え方についても、選択肢の一つとして留意すべき」「別途検討の場を設けて引き続き議論し、来夏までに、消費者行政に係る体制の在り方について結論を得るよう努めるべき」とされておりました。

3 ページ、その後でございますが、9 番、閣議決定でございます。「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」、現行 102 法人が 65 法人に大幅に縮減というものでございます。国への移管は国センを含む 3 法人です。

次のページでございます。平成 24 年 2 月 22 日から 24 年 8 月 22 日まで、計 14 回にわたり検討会が開催されました。消費者行政に係る体制の在り方について検討ということで、大森先生に座長を務めていただきまして、事務局は内閣府でございました。

ここでは、司令塔機能の発揮が必要である、消費者行政を担う職員の養成・確保、また、民間・地方自治体を含めた総合力の充実が必要、こうした御提言をいただいております。

国民生活センターに関しましては、国民生活センターを国に移行するに当たっては、「独立性を法的に担保した『特別の機関』として消費者庁を移行先とすることが有力な考え方」とされた次第でございます。

次に、5 ページでございます。昨年 12 月、国民生活センターの国への移行に関する森大臣の御発言でございます。「25 年度については、国へ移行せず、独立行政法人として活躍してもらうこととする」「今後の在り方については、国への移行を含めてあらゆる選択肢を排除せず、1 年間かけて検討」「国民生活センターの機能は強化」ということでございます。

予算編成全体の動きでございますが、ことしの 1 月、基本方針といたしまして、25 年度

予算は現行の制度・組織を前提に編成するというところでございます。

6 ページ目でございます。行政改革のほうも新たな動きということでございまして、「行政改革推進本部（第1回）」が、25年1月29日に開催されております。総理の御発言といたしまして、「当面は」ということで、独立行政法人改革、特別会計改革、こうしたものを中心に取り組むというお話があったところでございます。

その後、独立行政法人改革につきましては、専門的かつ実務的な検討を行うということで、寺田副大臣のもとに有識者懇談会が設置されたところでございます。

私からは以上でございます。

山形理事、お願いいたします。

○国民生活センター山形理事 国民生活センターの山形です。よろしく申し上げます。

では、資料4をごらんください。

資料4-1ですけれども、平成13年12月までの閣議決定は特殊法人時代のもので、平成19年度以降が独立行政法人になってからのものです。特殊法人時代のものでは、平成13年12月19日、事業に関するものとして、直接相談の段階的縮小、商品比較テストの廃止が指摘されたところでした。その後、議論となります直接相談への言及はこれが初めてのことでした。

次に、平成19年度ですけれども、実はこの年の10月26日に、当時の福田総理が総理大臣として初めて国民生活センターを視察されました。その御視察の2か月後の12月24日に独立行政法人整理合理化計画が閣議決定されまして、当センターに対しては、資料にございますような指摘がなされたわけです。この中で、平成13年度の指摘にありました直接相談については、「直接相談を実施しつつ」とされました。

この年の9月に、整理・合理化計画案の概要が、内閣府の当時の公開の会議の場がございまして、そこで示されたのですけれども、そこでは、地方と国の役割分担を踏まえて、「直接相談を廃止することとし」とされておりました。しかし、12月の閣議決定で「直接相談を実施しつつ」とされたことは、福田総理が御視察いただきまして、国民生活センターの役割の重要性に言及されたことが大いに影響したのではないかと、当時、大変心強く思ったものでした。ただ、この閣議決定からわずか3年後に、消費者庁ができてから、平成22年12月に直接相談は廃止という閣議決定がなされたことは御承知のとおりです。

これを含めまして、以後の国民生活センターに関する行政改革等の動きについては、先ほどの服部参事官の説明の中で紹介されたとおりですので、割愛させていただきます。

次に、資料4-2ですが、1の予算ですけれども、独立行政法人の事業費は、毎年度、前年度比1%以上の効率化が義務づけられていますので、新規事業等で必要な予算を認めもらう一方で、財務省の予算執行調査などの指摘も踏まえながら、既存事業の見直しを行ってきているという経緯がございます。

幾つか御紹介します。新規事業につきましては、平成17年度に、それまで地方自治体に「生活情報体制整備交付金」として直接手当されておりましたPIO-NETの運営経費が、国

の直轄事業として国民生活センターに移管され、6.6億円の予算がつきました。17年のところで予算が増えているのはそのような経緯がございます。また、国セン法を改正して実施することになったADR事業について、平成21年度に新規予算として、人件費5名分を含めて約1億円が認められました。このほか、平成21年度から消費者庁が運用を開始いたしました事故情報データベース事業のシステム部分を、国民生活センターが担当するという整理がされたことに伴う予算が認められました。

また、このグラフには載っておりませんが、平成21年度から平成24年度まで、「消費者政策強化対策費」として手当された補正予算で、地方消費者行政の強化という目的で、地方巡回事業、土日・祝日相談の運用、PIO-NET 端末の追加配備、大震災被災地への専門家派遣、放射性物質検査機器貸与事業などに対応してきているところです。

このように事業予算については、経費規模の大きな新規事業は新規や補正予算として手当をしていただきまして、毎年度、事業費1%減という縛りはありますけれども、何とかやり繰りをしてきております。

そこで、資料4-3を先に見ていただきたいのですが、2ページのグラフは、ほかの独立行政法人との比較です。財政事情が厳しい中で、運営交付金については、注1にございますように、国民生活センターは、若干減っていますが、ほぼ現状維持。予算収入総額は85.8%増。これは補正予算によるものですが、大幅増となって、必要な手当はしていただいているということです。

ただ、職員数についてはそうではございませんで、国民生活センターには、地方支援、消費者への情報提供、関係機関への改善要望という3つの重要な機能があり、絶えずその機能の強化が求められております。このため、本業の充実に加え、新たな事業の実施も求められてきております。にもかかわらず、人員増につきましては、平成21年度のADR事業開始のときに5名分の人件費予算が認められた以外には、人件費増の予算手当は全く行われきておりません。しかも、いわゆる行革推進法で、平成18年度以降、決算ベースで毎年度平均1%ずつの人件費削減を行わなければなりません。このため、資料4-2の職員数の推移のところでごらんいただきたいのですが、特殊法人時代の正規職員数は120名以上だったのですが、独法以降の正規の職員数は115名前後で推移して、不足のところを任期付職員で補っているという状況がございます。

国民生活センターの事業の重要性は増大しておりまして、世の中の期待も強く感じているところです。事業を担う職員には知識と経験の蓄積が極めて重要ですので、そのためには、やはり安定した職員の採用と計画的な人員配置が特に必要とされているところです。しかし、新規事業への対応はもちろん、先ほど申しました3つの機能強化のために、関係する事業強化のための人員配置を行なおうにも人員増がなかなか認められない上、人件費の削減を絶えず求められている状況の中では、結果的には、正規職員に負荷をかけるか、あるいは、経験の少ない任期付職員に頼るしかないという現状があって、中長期的な観点から、国民生活センターの人的資源の充実が喫緊の課題ではないか私は認識しております。

また、予算の削減も気になるところでして、増大する新たな事業への予算措置も不可欠です。

消費者行政全体の機能強化の中で、国民生活センターの機能強化につながる議論が必要ではないかと考えているところです。

以上です。

○服部参事官 ありがとうございます。

これまでの説明につきまして、御質問等ございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。次は有識者からのヒアリングでございますので、その議論に応じまして、適宜、御質問がありましたら回答させていただきたいと思えます。

では、有識者ヒアリングに移らせていただきます。

本日は、議事次第にございますとおり、佐野さん、長田さん、拝師さん、花井さんの4名の有識者からヒアリングを行うことになっております。佐野さん、長田さん、花井さんは、「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」に御参加いただきました。また、拝師さんは現在、消費者庁の参与を務めていただいております。

ヒアリング項目につきましては、お手元の資料5を見ていただければと思います。事前に皆様方に御送付させていただきまして、ヒアリングの準備をしていただいた次第でございます。このヒアリング項目は、先ほど申し上げました検討会の取りまとめに沿って作成したものでございます。ヒアリングの進め方でございますが、佐野さん、長田さん、拝師さん、花井さんの順に、おひとり10分以内で続けて御説明をいただきたいと思えます。

御質問は、4名からのヒアリング後、まとめてお願いしたいと存じます。恐縮でございますが、時間厳守でお願いいたします。

まず、佐野さんからお願いいたします。

○主婦連合会佐野事務局長 主婦連合会の佐野です。よろしくお願いたします。

「モデルなき消費者庁体制」がスタートして3年半が過ぎました。これからの消費者行政の体制を整備し、さらに推進するための意見を述べたいと思えます。

まず、ヒアリング項目1ですが、消費者庁、消費者委員会の発足から3年余り経過したが、この間の消費者行政における取組みをどう評価するか。これは、資料6-1、1ページの真ん中、ヒアリング項目というところに書きましたが、消費者庁・消費者委員会は、消費者が強く望んだものであるものの、その運用に当たっては依然として定着途上の危うい体制であると思っております。

時間の関係上、3ページにいきたいと思えます。消費者庁・消費者委員会という消費者庁体制は、多くの消費者の期待を集め、日本に初めて消費者の権利を尊重する消費者行政の総合的機関が生まれ、消費者目線の政策推進の法的根拠が整備されました。

しかし、その運用に当たっては、今日も課題を残し、消費者庁の場合は司令塔、消費者委員会の場合は、監視機能を持つ第三者機関としての機能の面で、それぞれ対応が遅れていると思っております。その要因としては、大臣がコロコロ代わったということもあります

が、各省庁からの出向職員体制のもとで、変革意識、パラダイムの転換意識の脆弱性、三十数本の所管法・共管法を持ちながら、整合化や改正が進まないことなどによる他省庁との新たな縦割りの行政の定着化などが挙げられます。一つひとつの取組みには迅速化も見られる例も出てきております。しかし、発足時の課題が依然解決されない分野も多いのが実情です。消費者庁・消費者委員会のすべての職員・委員は、「私の仕事は消費者の権利を守ること」と宣言できるような人たちになっていただきたいと思っております。

ヒアリング項目2、消費者行政に係る体制の在り方についてどう考えるか。これは、どの機関でも、透明性の確保、情報の開示・公開、説明責任、迅速対応、専門性の確保、効率性、それらを通じた消費者からの信頼性という消費者行政のラッキー7という原則が問われていると思っております。

その後、それぞれ消費者庁の課題、消費者委員会の課題を述べておりますが、消費者庁の課題としては、情報の収集・分析・発信、全般的課題の司令塔。時間の関係上、後で読んでいただけるとありがたいと思っております。

消費者委員会の課題として幾つか挙げておりますが、私は一つだけ特に申し上げたいと思っておりますのは、消費者庁と消費者委員会の意見が違うときにどうするかという点です。国民生活センターの在り方について、国センの一元化を結論づけようとする消費者庁と慎重な検討を必要とする消費者委員会の間で、意見の相違が明らかになりました。このとき第1次消費者委員会は、委員の意見をまとめ、2011年7月15日に意見書を提出しました。その意見書の提出は重い課題も投げかけています。

この問題は、一元化への懸念を持っている消費者委員会の委員と、消費者庁の立場を重視する消費者委員会事務局幹部とのあつれきも生み、消費者委員会の運営の在り方にも課題を投げかけました。残念なのは、この貴重な教訓が、その後、十分に生かされず、消費者委員会は消費者庁と対立的になってはいけないとして、行政内部で教訓化された疑いがあるということです。張り子のトラにならないよう、消費者委員会に要望したい点であります。

国民生活センターの課題、地方消費者行政もここに書きました。後でお読みください。

ヒアリング項目2の(1)、消費者行政の司令塔機能の発揮についてですが、消費者行政の司令塔の条件は、消費者関連情報を一元的に収集できる仕組みが構築されているか否かにあります。次いで、消費者情報を適切に分析し、関係各省庁に提供し、他省庁に対し、必要とあらば施策の遂行などの措置を要求することだと思っておりますが、現状は司令塔機能の発揮は十分できているとは思えません。それは、例として次に1、2、3と挙げております。「執行について」「安全性への対応について」、3番目に「消費者庁と消費者委員会の連携による司令塔機能の発揮について」が言えると思っております。

ヒアリング項目2の(2)、消費者行政を担う職員の養成・確保について。消費者庁にあっては、プロパーの職員体制の構築・養成を基本に、同時に消費者行政を担う熱意ある職員を、官民及び地方から幅広く募集することが必要であると思っております。民間からの職員も

拡大していいと思います。ただし、民間の力を発揮できるような行政機関としての環境整備が必要だと考えています。「消費者の権利を守ることが自分の仕事」と宣言できる職員を確保することは至上命題だと思っております。

ヒアリング 2 (3)、消費者団体や地方自治体などの総合力の充実について。地方自治体は消費者にとって一番身近な行政機関であって、消費者生活のよりどころです。地方自治体の消費者政策は尊重され、自治体間の情報交換・連携推進を通して、その政策の成果・課題が中央の政策の企画・立案にも反映されるようにすることが重要と思われまます。そして、国ができること、地方自治体が取り組む課題を書きました。

次に、ヒアリング項目 3、国民生活センターの在り方についてどう考えるか。ここはきちんと説明したいと思っております。まず、(1)の国民生活センターの各機能の充実・強化について。主婦連合会は、一貫して国民生活センターの国への一元化には反対を表明しております。

一元化の前提とされた重複問題について、国民生活センターの機能は消費者庁と重複するものではなく、国民生活センター法に基づき規定された同センター独自の機能であることを明確に認識しないと、国民生活センターの各機能の充実・強化の検討は進みません。相談、あっせん、ADR、研修を一体的機能ととらえ、それぞれを充実・強化させる。そして、直接相談体制を復活する。危害情報室を再設置する。調査活動を担う部署を強化する。そして、国際部の復活も是非していただきたい。この 5 つの点が重要だと思っております。

ヒアリング項目 3 (2)、国民生活センターの組織の形態について。国民生活センターを国に一元化するのではなく、独法改革の対象外となる新たな独立した法人として位置づけ、その在り方を消費者行政全般の中で検討することこそ重要だと考えます。改めて、国民生活センターを独立した法人組織として位置づける選択肢を採用するべきであると私は考えております。

その理由として、11 ページから 3 項目挙げております。

①として、国民生活センターは、各地消費者センターを支援する中核センターとしての機能を担います。消費者問題における地方支援を推進する中心的・実践的機関です。

②として、国民生活センターは、法執行権を持たない実施機関として、消費者への幅広い情報提供を柔軟に実施できます。民間ではない、同時に、法執行を背景とした国の行政機関でもない、迅速な判断・行動を推進できる機関だと思っております。

③として、国民生活センターの各機能は、消費者問題への現場感覚を背景にして発揮されるものであり、その現場感覚は、予定された国への一元化ではなく、独立した機関の中でこそ培われていくものであると思っております。

次に 2 として、国民生活センターが国に一元化されることによる問題点を 5 つ挙げました。その中で、時間の関係上、特に強調したいのが 13 ページの③です。「間違った認識に基づく一元化であることから、その後の影響は甚大です」と書いたところです。重複がないのに、「ある」との間違った認識で一元化されると、国民生活センターが担ってきた本来

の機能の減退となるばかりか、重複の名のもとに職員の大幅な縮小も招くこととなります。これは非常に大きな問題だと思っております。

駆け足で済みません。何しろ何年間の思いを10分で話すので、非常に大変な思いをしております。

最後のページですけれども、本来、国民生活センターの在り方は、新しい消費者行政のステージが設定された2009年以降、消費者庁、消費者委員会、地方消費者行政など、消費者行政全般を見直す中で検討されるべき課題でした。

主婦連合会は、国への一元化ではなく、独立した組織法人として国民生活センターの充実・強化を図ることこそ、消費者行政全般の充実・強化につながると考えております。

国民生活センターの組織の見直しは、同センター独自の問題ではなく、多くの関係者とともに消費者行政全般の中で検討されるべきものです。国民生活センターについては、国への一元化という拙速な判断にならないよう、消費者・国民のコンセンサスを形成できる、独立行政法人改革の対象外とした「独立した法人組織」となるよう、改めて、提案いたします。

と同時に、ここ3年間に及ぶ一元化問題で本当に翻弄され続けてきました国民生活センターは、今こそ、一元化論議の過程で明らかになった自らの課題を、すべての職員が一丸となって自己切開する機会を持つべきだと考えます。これには消費者団体も一緒に協力しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○服部参事官 ありがとうございます。

続きまして、長田さんより、御説明をお願いします。

○全国地域婦人団体連絡協議会長 田事務局次長 地婦連の長田でございます。

資料6-2をごらんください。時間を上手に使えるか心配しながらお話をします。

まず、この間の消費者庁・消費者委員会をどう評価するかというところですが、一つだけ、例を挙げてお話をしたいと思っております。私は、個人情報保護法の改正は喫緊の課題だと思っております。プライバシーの保護が全く図られていない、これだけのIT化に全然対応できていない今の保護法を改正しなければいけない。何度もそのタイミングがあったのに、消費者庁、消費者委員会ができてから1年目にやっと調査会ができた。ですが、消費者庁がなかなか改正に御熱心ではなかったというふうに私は印象を持っておりますけれども、結局、期限切れで、調査会はほっぽられています。これからいわゆるマイナンバー制も出てきて、独立した第三者機関をつくらなければいけないという好機に、全くそれが果たされていないということは、消費者庁も消費者委員会もそれぞれに役割を果たしていないと考えます。

2番目、司令塔機能をどう発揮するかということですが、佐野さんから先ほど御説明がありましたけれども、消費者委員会と消費者庁との関係、消費者委員会の建議を消費者庁が真摯に受け止めて、司令塔機能を発揮しながらほかの省庁に影響を及ぼしていく、自ら

も変えていくという本来の流れがきちんとできているかということ、全くそうではないと思っています。消費者委員会の側にも大きな問題もあるし、消費者庁も、もともとその気持ちがないのではないかというふうに思っています。消費者委員会からの建議や提言をもとに、消費者庁がきちんと国民生活センターや我々のような団体とも一緒に、チーム一丸となって司令塔機能を目指していくのがよいのではないかと考えています。

(2)の消費者行政を担う職員の養成・確保については、人が全く足りない。夜中まで皆さんお仕事をしてお本当に頑張っておられるけれども、それでも仕事が全然進んでいないように見えるのは、全く人が足りないということだと思います。特に、任期2年間というお約束でお手伝いに来てくださっている方々がお帰りになってしまうというのがずっと続いていて、継続性というのも欠けていると思いますので、何とかプロパーの職員の増加に努力をしていただきたいと思います。

他省庁との交渉の場面では、やはり国家公務員の技があるのではないかと思います。ですから、そこもきちんと確保できるように、とにかくプロパー職員を増加していただきたいと思っています。これは、消費者庁も、消費者委員会も、国民生活センターの定員増も含めてということになります。

消費者団体や地方自治体などの総合力の充実ですが、消費者団体は、自分のことも含めて、総合力が充実していますとはとても言える状態ではないと思っています。なかなか苦しい立場にありますので、そこは、ずっと検討すると言っている財政支援のところも是非考えていただきたいと思います。

地方も本当に大変です。地方消費者行政、いろいろ温度差があるわけですがけれども、なかなか熱心になれていない状態を何とか解決していこうと思っている人たちにとっても、自治体の中で予算を獲得するのはすごく厳しい状態です。これは、今回このヒアリングに出るに当たり、地方の皆さんの意見も聞いてきましたけれども、やはりまず一つは、安定的な財政措置が是非欲しいということ。特に、地方で受けた相談をもとに消費者庁は政策立案したり、執行したりするわけですから、その関係をきちんと整理して安定的な財政措置を是非考えていただきたい。

それから、地方消費者行政という分野がまだないところ、行政の中にそういう考え方がないところもまだいっぱいあるので、そこはきちんと確立する、その方向性で消費者庁も努力をしていただきたいと考えています。

消費者委員会の審議の在り方については、私はずっと傍聴しながら、そして今、私どもから委員も出ていますけれども、消費者委員会は、打ち合わせのところで議論をなさって、本番の委員会ではなかなか議論が見えてこない。何がどういう過程で決定したのか。もしかしたら、先ほどお話があったように、そこは消費者庁との調整がかなり行われているのかもしれない。いないのかもしれない。それも全然見えてこない状態なので、議論がちゃんと外に見えるということを確認していただきたいと思うし、それができれば、消費者団体もより応援ができるのではないかと考えています。

一般的な審議会機能の部分については、一部、消費者庁の中に入れてほうが、むしろやりやすいところはあるのではないかというふうに考えています。

国民生活センターの話は、主婦連さんもそうですけれども、私どもも国への移行には反対をしてきました。なぜなのかということについては、佐野さんも話されたし、この後の拝師先生も話されるので、同じ考えですということで申し上げたいと思いますけれども、その中で国民生活センターにちょっと申し上げておきたいことがあります。

それは、先ほど佐野さんがおっしゃった、機能が重複していますという議論からタスクが始まったので、それを何とか払拭する、反論するために本当に国センは大変だったと思います。それ以降、何となく小さく内向きになっているのではないかと。疲れているという言葉は合わないかもしれませんが、ちょっと弱っているのではないかと印象を持っています。そこは国民生活センターの機能を充実・強化させる。それが結局は消費者行政の充実・強化につながると思って、是非、そこは頑張っていたいただきたいと思っています。国センは、地方の消費者行政にとってはとても大切な存在ですので、そこは何とか頑張っていたいただきたい。

そのためにも、まず、研修施設があるのに全く使えていない状況が、本当にそれでいいのかということ。それから、直接相談はやはり復活していただきたいと思っています。この影響がすごく大きくなっていると思います。バックアップの相談を受けているからといって、それが直接相談の過去のものと同等的なのかというのは、是非、検証していただきたいと思っています。

国民生活センターの組織は、佐野さんの御提案とまるで同じです。ここは予算削減の影響を受けない、真の独立を確保した法人というのを是非考えていただきたいと思っています。これまでの過程で、独法改革は絶対で、独法のままでいたら絶対だめですということはずっと説明されてきた。もうつぶされてしまいます、どんどん予算はなくなります、ということはずっと説明をされて、だったらしょうがない、特別な機関でもいいかと思った委員もいらしたのではないかと私は思います。ずっと反対していた人もいますけれども、そういうふうに説得されてきたところもあると思います。ここは是非、独立し、かつ、財政面で安定した新たな法人というのを、安倍総理が「次元を超えた対応」とおっしゃっていると聞いていますが、それで是非実現をしていただきたいと思っていますし、大いに期待しています。

最後ですけれども、消費者庁、これは国というものがそうだと思いますが、政府として一体として閣議決定をして行動する。そうすると、いろいろな調整が絶対必要になり、消費者目線に徹することは難しいと思っています。それが国センの国への移行の一番大きな反対の理由ですけれども、独立した存在である国民生活センターは、その立ち位置を生かして、調整とか利害、そういうことを超えて、情報発信や、中立で迅速な個別事案のあっせんも行ってほしいですし、それを生かして我々にもいろいろな御協力をいただきながら、ともに協力して、消費者行政の充実のために我々も頑張っていきたいと思っていますし、皆さ

んにも頑張っていたきたいと思っています。

以上です。

○服部参事官 どうもありがとうございました。

続きまして、拝師さんより、御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○拝師弁護士 資料6-3のレジュメにまとめてありますので、それに従ってお話をしたいと思います。

まず、消費者庁・消費者委員会の取組み評価ということですが、消費者庁については、最近では執行なども新聞に出るような案件が増えてきて、頑張っているなというふうに思いますが、劇的に悪質商法が減ったのではないかという、目に見える成果がまだまだ乏しいのではないかということで、頑張っていたければなというふうに思っております。とにかく企画・立案という点が弱すぎると思っています。消費者庁は執行も大事ですが、企画・立案というのが非常に大きな仕事のはずですので、こちらのほうも頑張してほしいということです。

消費者委員会について、一つ申し上げたいのは、3つ目のポツにありますように、立ち位置をきちっと理解して進めるべきだと思いますが、例えば総務省の行政監査というのがあります。あれは、ちょっとお話を聞いたことがあります、効率性を重視しています。費用対効果ということを見ています。消費者委員会というのは、そういう立場でものを見る組織ではなく、消費者の権利擁護がきちんとできているかという、別の物差しで行政を監視してものを言っていくという組織のはずです。そういう意味では、当然、消費者庁もチェックの対象になるし、その意見というのは非常に貴重な意見ではないかと思っています。

ところが、なかなかうまく機能していないというのは、一つは、事務局体制が非常に脆弱で、一つの大きな課題について、きちんと下調べ等をして建議までつなげていくというのがなかなかできる体制にないのではないかと、というところが今の消費者委員会の大きな問題点だろうと思います。

今、2期目に入っているわけですが、やはり感じているのは、学者の方が多く、従来型の審議会的な雰囲気になってしまっている。第1期のときは、消費者庁ができて消費者委員会もできて、消費者行政を変えていこうという雰囲気の中で、メンバーも消費者庁の創設にかかわった方々も多かったと思いますが、そういう雰囲気が少しトーンダウンしているのではないかという気がします。第3期以降は、消費者団体とか、消費生活相談員とか、弁護士とか、現場で動いている人たちをもっと入れていくべきだろうと思っています。

次に、消費者行政に係る体制の在り方で、消費者行政の司令塔機能の発揮ということですが、一つは、やはり大臣が短期間でコロコロ代わってしまったということが現実的には大きいのではないかと。制度の問題以前に、そういう政治サイドの責任も大きいのではないかと、と思っています。消費者庁の司令塔機能、消費者委員会の、先ほど申し上げたような

大なたでやるような司令塔機能をきちっと整理をした上で使い分ける必要があると思いますが、この部分については、個別のケースの中で具体的に検証していく必要があるのではないかと考えています。

職員の養成・確保ですが、プロパー職員を増やしたいというのは本当にそのとおりで、プロパー職員が一日も早くたくさん増えて、ノウハウや高い意識の蓄積ができていくと思っています。ただし、プロパー職員がいないから消費者目線にならないというのは、ちょっと違うと思っています。「消費者の権利の擁護」が消費者目線だと思いますが、トップがこういう観点を持って、きちんと具体的な施策を考えて浸透させていくことができれば、2年、3年という期間で出向してきた職員でも頑張れると思います。現に消費者庁は少しずつ変わり始めていると思いますが、これはプロパー職員が増えたから変わっているわけではなく、トップの意識が変わってきて、それが職員に浸透しつつあるのではないかと考えています。

いずれにしても、消費者行政、消費者庁も含めて全体的に人員が不足していると思います。ですから、例えば食品表示の一元化とあわせて、食品Gメンを取り込むとか、組織拡大を正面から検討すべきではないかと考えています。

(3)、消費者団体・地方自治体などの総合力の充実ということについては、消費者団体の支援は不十分なままだと思っています。年1回、消費者庁がグループフォーラムのようなことをやっていて、あれはあれで非常にいいことだと思いますが、それだけではやはり十分ではないと思っています。

地方自治体については、継続的な予算措置をやっていくことが重要だということは皆さんおっしゃったとおりだと思います。それとは別の観点で、地域で消費者問題に関心を持って活動する人材を計画的に育成する。消費者教育推進法もできて、それにあわせてインフラ強化という視点で、市町村よりさらに狭い地域の中で活躍する人を増やして育てていく、そういう視点も必要かなと思っています。

3は、国民生活センターの在り方についてです。各機能の充実・強化については、一般的な視点としては十分御認識されていると思いますが、消費者行政を充実・強化させて、行政のパラダイム転換を図るということで消費者庁をつくってきたわけです。そういう方針からすると、消費者庁は人も予算も増えるから、そっちは頑張れ。国センのほうは縮小というのは、やはり矛盾しているのではないかと考えています。今までの国センに対する扱いを見ていると、どうも光がきちんと当てられてこなかったのではないかと考えています。消費者庁も、消費者委員会も、国センも、地方消費者行政も、それぞれ充実・強化させる、是非、そういう方向性を政府として確認して明示していただきたいと思っています。

先ほど、山形理事からお話がありましたけれども、私も個人的には、国センというのは、今まで人が削られて、やるが増えて、必死でやってきたというふうに思っていますが、それを外からはっきりわかる形で示しきれていないのではないかと考えています。国センの内容とボリューム、どのぐらいの量の業務をこなしているのか、それと人的体制、正社

員だけではなく非正規の人も増えていて、そちらがかなり担っている部分があるわけですから、そういうことについてもう少し具体的なデータ等を出して、検討して、今の国センを見ていく必要があるのではないかと考えています。

具体例として、こういうふうに機能の充実・強化を目指してほしいということについては2つありまして、1つは、先ほども出ていた直接相談の復活です。今、野々山理事長もかなり頑張っていたいただいて、平日バックアップ相談などを通じてかなり件数は上がってきて、もとへ戻ってきているという話も聞いています。直接相談を正面からきちっとやった上で今の努力をしているのであれば、当然、今よりも件数は上がっているはず。「もとに戻った」ではなく、今より上がって、国センの相談支援能力等ももっと上がらなくてはいけないと思いますが、それを避けてきてしまったということですので、是非、直接相談の復活を実現していただきたいと思っています。

2つ目は、民間・地方との連携ということで、サクラサイトのキャンペーンについては、サクラサイト弁護士とタイアップして、事実上、イベントをやることができ、非常に進んだ取組みだと思っていますが、そういうことをいろいろ企画して、地方、民間団体とタイアップしたイベントをもっとやっていくといいのではないかと考えています。

(2)、肝心の組織形態のところですが、私は、国への一元化については断固反対ということで前から申し上げております。一元化の議論については、もともと刷新会議の中で出てきたところで、国民生活センターの独法としての在り方のここが問題で、これを何とか業務改善するためにこういう議論をしよう、ということが出てきた話ではないわけです。もともと削ることありきで出てきた話なので、ずっとそれを引きずってきたのではないかと考えています。

結論から申し上げますと、独法として残すのがまずければ、「(仮称)国民生活センター設置法」に基づく法人という形です。イメージとしては、業務や内部意思決定については、今より透明性を持たせるなどの改変はあり得るのですが、基本的な内容は今の独法通則法と国セン法をあわせたようなものでいいのではないかと。位置づけとしてはそういう形がいいのではないかと。ただし、恒常的な整理合理化路線からは外すことを、是非、政治決断していただきたいと思っています。

理由は、国センの機能強化という視点で見たとき、国に移行する必要性が全くない。あるいは、それによる弊害のほうがよほど大きいと言わざるを得ないからです。①に書いてありますが、例えば人員・予算という点だけで見ても、仮に国センの人たちを公務員にして消費者庁に入れたとしても、そのまま国センの業務に充てられるかということ、そもそも消費者庁そのものがほかの課も人が少ないわけです。そちらに人が回ってしまうのではないかと懸念があります。さらに、現在の国センは非常勤職員にかなり業務を頼っている部分があるわけですが、それについては、いまだにどうなるかわからないという状況です。

②、ここが本質的なところだと思いますが、一元化によって国センのやってきた業務が

「今以上に向上する」という保証はないだろうと思っています。むしろ柔軟性・迅速性を損ない、機能が低下するおそれ大きいと思います。ちなみに今の独法通則法でも、条文中で独自性が規定されているわけですがけれども、全然守られていないわけです。そういう中で、特別な機関で、カタチ上は人事権もあるから大丈夫と言っても、ああ、そうですかというふうには納得できない。

そもそも、これまで消費者庁と国センの間ではいろいろ問題があったと認識しています。情報発信が遅れてしまうとか、あるいは政策提言が絞られてしまう。なぜそういうことになったのかということについての検証がきちんとできていない中で、人事権の独立性さえちゃんと特別な機関としてやれば大丈夫だということは、決して言えないだろうというふうに思っています。その辺の検証もきちんとしてはいけないし、本当に影響が出ないのかということについて慎重な議論が必要だろうと思います。そうでない限り、軽々に組織をいじるというリスクを冒すべきではないと思います。

③に「国センは独法だから『じり貧』なのか」と書いてあります。これについても、制度的な細かい枠組みのことはわかりませんが、現に予算そのものは減っていない独法もいっぱいあるし、増えているところもあるわけです。業務の必要性、場合によっては新しい業務もつけ加えることで今までも国センは生き残ってきたし、これからもそうあるべきだろうと思っています。

ただ、どうしても独法で同じ枠組みの中で人が減っていくということであれば、別の形態の独法路線とは違う法人という位置づけを、きちんと政治判断としてやって残していく。それによって、組織を大きく変えることによるリスクを避けながら、安定的な機能の充実・強化をしていくことができるのではないかと考えています。

以上です。

○服部参事官 ありがとうございます。

続きまして、花井さんより、御説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○適格消費者団体あいち消費者被害防止ネットワーク花井理事 私は、適格消費者団体あいち消費者被害防止ネットワーク、通称 AC ネットと言いますが、理事をしている花井と申します。よろしく願いします。

今回の意見交換に当たって、AC ネットのメンバー、あるいは、私が副代表をしている「消費者ネットワーク岐阜」のメンバー、消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員など、多くの方々の意見も聞いてきましたので、それもあわせて報告させていただきたいと思えます。私のほうはレジュメになっているので、皆さんにお書きいただけたらと思います。

消費者庁の評価というところですが、高く評価をしている、変化を感じない、過剰な期待を抱いているという3つの御意見がありました。消費者庁発足に当たって活動してきたメンバーは、できてよかったとか、消費者という存在に光が当たったようだとか、新聞やマスコミでも事故に対して大きく取り上げられるようになったとか、情報提供が以前より早くなったという高い評価がありました。その一方で、多くの方が変化を感じていないと

いう現状がありました。

その原因として考えていたものの一つが、情報が十分届いていないのではないかと。私は岐阜市の消費生活センターに勤務して14年になりますが、消費者庁、国民生活センターなどからいろいろな情報がメールやファックスで届くのですが、一般の方には、目に届く状態で十分届いていないのではないかと感じます。

例えば「未然奉行」のポスターは、きょう、いらっしゃっている阿南長官も出ておられて、本当によくできているものだと思います。私のセンターでもよく見えるところに掲示していますが、そのことを話題にしても、いまひとつ一般の方の反応はよくない現状があります。そういうところからも、情報が十分届いていないのではないかと感じます。

2つ目としては、効果。消費者庁ができてこんな効果があったという、効果がいまいち感じられていないのではないかと感じます。例えばナビダイヤルですが、ナビダイヤルでの相談というのは実際の消費生活センターでは余りありません。実際は自分でインターネットで近くのセンターをお調べになったり、電話局に電話番号を聞いたりということでの相談なので、ナビダイヤルでの相談というのは余りありません。

ホームページにも、リコールの情報サイトとか、消費者教育のイメージマップとか、教材で消費者力・センスを高めようという、本当にいいものもたくさんあります。私は、中学の授業も家庭科の先生と現場で一緒にやっていますが、そういう方々もそういうものを御存じない状況があります。これを調べてほしいということで情報提供もしておいたのですが、そういうホームページを現場の先生ですら御存じない状況があると思います。また、メーカーに勤務している方々からも、事故の届け先が経済産業省から消費者庁に変わったという認識であるということでした。

そういうことから考えて、対策としては、その存在をもっと見える形でアピールする必要があるのではないかと感じます。勧告、命令という措置要求もできるようなので、なるべくやれることを見える化してもらえると、一般の方も、消費者庁ができてよかったなというふうに感じるのではないかと感じます。

過剰の期待というところは、先ほども出たナビダイヤルでの相談の方に多いのですが、自分の思いどおりの結果が得られないと、消費者庁ができたのに何もしてくれないのかということでセンターでの電話をお切りになる相談者がいて、すごく残念な瞬間ではあります。

次に、消費者委員会への評価です。少ない人数で、公共料金、電気料金、あるいは食品表示など、消費者に直結する問題について次々建議を出しておられるところは本当に評価したいと思っています。課題としては、人的不足の問題と、一般の方へ、こういうことをやっているということの理解が十分できていないのではないかと感じます。

消費者行政に係る体制の在り方については、司令塔機能の発揮というところですが、問題点とその原因については、私は、情報検討ネットワークという、各地のセンターで問題になるような事例をいち早く消費者庁に知らせる、そういうお仕事もやらせていた

だいています。そのときにも、他省庁で検討すべき情報は、消費者庁から他省庁に情報提供するというふうに聞いていたのですが、情報提供しているだけで、結果に対してちゃんとやっているのかとか、その結果がどうだったとか、そういうアクションが起こされていないのではないかと感じます。原因というのは、消費者庁発足当時に少し心配されていたことですが、いろいろな省庁から集まってきている人なので、戻っていくところに対して、司令塔機能を発揮しづらいということがあるのかもしれないというふうには感じています。

具体的に司令塔としてどういうことをやってほしいかというのは、今、投資詐欺とか、健康食品の送りつけ商法というのが爆発的に増えています。東海地方が全国的に多いようですが、法律のすき間事案とも言えるようなものだと思います。実際、何も手立てを講じることができないまま、相手の事業者は会社名を変更したりして次々と被害が拡大している現状があります。これについては、テレビで取り上げるとか、早急な対応が必要だと思います。

職員の養成・確保については、先ほど来皆様もおっしゃっておられたのですが、任期付職員の問題というのがやはり多いのではないかと思います。弁護士の先生や企業の方も優秀な方が任期付で来られますが、任期が終わるともとのところに帰っていかれるというところで、なかなかノウハウが蓄積されてこない現状があるのではないかと感じております。やはりプロパーの職員、やる気のある元気な職員には、長くそこで頑張ってもらった方がもっと充実してくるのではないかと、そんなふうに思っています。

(3) の、消費者団体や地方自治体などの総合力の充実というところでは、消費者庁の方が地方に出向いての意見交換とか、地方消費者グループフォーラムというのも開催されるようになって、そこはすごく評価できることだと思います。また、地方消費者行政活性化基金によって、地方の相談窓口も、私は岐阜県ですが、すべてのところに窓口ができて、窓口が充実というところは評価できることだと思います。その一方で、ほとんど相談がなく職員が兼務している、あるいは月に1回、あるいは週に1回という相談の窓口の実態があります。また、PIO-NETも配備されていますが、相談もないので、十分利用されていない現状もあります。

ということで、小さな相談窓口、人口の少ないところに対しては、専任の相談員を常時置くような仕組みづくり、また、そのことに対して県に依存するのではなく、消費者庁が主導をとってそういうことをやりなさい、ということができればいいのではないかと感じています。

その他の部分としては、地方消費者行政活性化基金が新規事業にしか使えないとか、いろいろ拘束があるので、もう少し自由に使えるといいなという意見も多くいただきました。消費生活相談員の処遇についても、大臣とか長官から各地方自治体にお手紙をいただくのですが、給料は下がる一方であったり、有資格者をたくさん県でも生み出したので、雇止めになりますと突然雇止めを通告されたケースも実際にあって、本当に消費者行政の

現状がわかっているのかなと残念に思います。

国民生活センターの在り方については、私は本当に現場の者なので、各消費生活センターの支援が最大の命題だと思っています。相談体制においても、今までの方が言われたように、直接相談を是非復活させていただきたいと思います。バックアップ相談というのは確かにやられていますが、ナビダイヤルと同じようで、本来の消費生活の相談は少ないように思います。

あるいは、ホットラインというのはセンターの支援のためにあるのですが、共同処理を充実させていただいて、悪い業者に対しては国センが全国のセンターを代表してあっせん、交渉していく、また、そのノウハウを各センターに返していく、そういうことができればいいのではないかと思います。

研修についても、今は大多数の座学のみ研修に終わっていますが、前に淵野辺の研修所で行っていたような夜間ゼミだとか、少人数での事例検討というのが、法律の知識だけではなく、相談のスキル、視野を広げる重大なものになっているので、是非、夜も行われる、交流もできる、事例検討ができる研修を復活させていただきたいと思います。

ADR 機能に関しては、センターを中心に申し込むことにはなりますが、その結果については非公表ということで、相談者から聞かないとセンターとしても結果がわからない現状が続いています。公表の仕方、あるいは検索機能の充実が大事になってくるかと思っています。予算や人員の拡大も、是非していただきたいと思います。

このような先が見えにくい状況というのが、今、一番問題になっていると思いますので、国センの機能充実と実効性のある制度を担保するために、是非、皆さんで考えて早急に対策をとっていただきたいと思います。私たち地方のセンターの者は、やはり国センの支援をすごく大事なものに思っています。自分も初心者ころ、国センの相談員さんと一緒に考え交渉したことがすごく役に立っています。国センが機能を充実させることを強く願います。

○服部参事官 ありがとうございます。

それでは、これまでの説明に対しまして、御質問、御意見をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○松本教授 では、1点、質問させていただきたいと思います。

国民生活センターの組織形態について、国に統合するのではなく、独自の法人格を残すべきだという御意見がかなり多く、拝師先生が一番具体的に提案をされていると思います。1年前の「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」の閣議決定で、廃止をして国に移管というのが3法人だということで、国民生活センター以外はどこがあるかと調べたら、一つは酒類総合研究所。恐らく財務省だと思います。それと教員研修センター、これは文科省だと思います。これらが国へ移管される。

ところが、それ以外に、固有の根拠法に基づき設立される法人にするというのが4つあります。順番に挙げますと、労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機

構、年金積立金管理運用独立行政法人。厚労省が管轄していた独法の中の幾つかは固有の根拠法に基づき設立される法人へ移行という提案があって、どちらかという与健康、病院、年金という国民の安全・安心に密接に絡む独法については、固有の根拠法に基づき設立される法人へ移行というイメージが見られるわけですが、拝師先生の先ほどの提案も、どちらかというところのイメージと考えるとよろしいでしょうか。

○拝師弁護士 厚労省系の独法の根拠法を具体的に検討したわけではないのですが、基本的にはそういうイメージです。今は独法通則法の枠の中で位置づけられていますけれども、仮に今後、独法という制度を残すにしても、そこは切り離して独自の一つのパッケージの法律をつくってしまったほうが、位置づけが明確になるのではないかと考えています。

○石戸谷弁護士 今の話と関連しますけれども、これまでの議論で、「独立した法人」というのが、時によっては言葉がひとり歩きする場合があります。今、拝師さんからある程度具体的なイメージが説明されましたけれども、そのところを補充的に、何か御意見があれば、時間の制約があって言えなかったというのがあれば、ほかの有識者からも伺いたいですけれども、そういうイメージでお考えになられているのか。もうちょっと違うところがあるのか、ないのかといったところ、お願いします。

○主婦連合会佐野事務局長 拝師さんと同じような感じで考えています。私は、特にどこかと似たようなものでなくてはならないとは思ってなくて、国民生活センターのセンター法の中にきちんと位置づけて、新しい法人の在り方も考えられるのではないかと考えています。だから、他の組織のまねをしなくてもいい。今まで消費者庁の説明では、そういうものはない、ない、ないということで来ていますけれども、消費者庁だってなかったわけで、つくったわけです。ですから、国民生活センターも同じように残す。消費者行政を強化するための法人格を持たせるということも、あり得るのではないかというふうに思っています。

○全国地域婦人団体連絡協議会長田事務局次長 独法の根拠法に基づく法人の扱いを、どういうふうに考えていらっしゃるのかというのが明確でないで、それで大丈夫ですとはなかなか言えないところがあります。これから政府として独立行政法人をどういうふうに考えていくのかというところが見えてこない、簡単にはお答えできないと思いますけれども、そういう意味では佐野さんがおっしゃったように、とにかく国民生活センターのための法律というか、在り方というのを是非考えていただきたいと思っています。

○拝師弁護士 補足ですけれども、検証会議の議論の中で佐野さんが独立した法人という提案をされて、ただ、なかなか現実性がないではないかということで来ていたのですが、ちょっと行き違いがあったのではないかと考えています。佐野さんは恐らく今のようなイメージで言われていたのですけれども、受け取られた消費者庁のほうは、今より財政規律がもっと独立していて、お金はもらうけれども好きなように使わせてもらうみたいな、そういう独立性は無理なのではないかというような議論をされていたと思いますが、決して財政のチェックを全く受けなくて、本当に独立でやるというイメージで申し上げているわ

けではないです。基本的には、税金、いただいたものの中できちんと何に使ったかというのを当然やりながら、予算も立ててやっているわけですから、その独立性を今より強めて好きにやらせろという趣旨ではないです。業務を消費者庁サイドに引っ張られて影響を受けないように、という意味での独立性ということで議論をしてきたはずですので、従前の議論の中では若干誤解があったのではないかという気がしています。

○服部参事官 石戸谷先生、よろしいですか。

○石戸谷弁護士 はい。

○森大臣 ありがとうございます。資料4-1に今までの経過がまとめてあります。本当にいろいろな会議をやってきて、その中で翻弄されてきたなど再認識いたしました。その中で、きょうの有識者の方々は全く元気を失っていないということに、まず感服いたしました。政権交代の一番の被害を受けたのではないかと思います。あっちへ政権へ行ったり、こっちへ政権へ行ったりいろいろしながら、方針がコロコロ変わってきたのですが、私どもも負けずに「消費者のために」ということを第一に頑張るまいろうと、その勇気をいただきました。

それで、現状を事務方から説明させたいと思いますが、平成25年1月24日に安倍政権のもとで、民主党政権のもとでの独法の閣議決定は当面凍結することを決めました。その後どうなっているのかわからないと、今、声が上がったのですけれども、私が認識している限りでは、稲田行革大臣のもとで行革について検討が進められている。その中で基本的なテーマが4つぐらいあったと思います。全部覚えていないのですが、雇用と医療、健康と何かですが、消費者はそこに入っていません。その4つの重点項目を最優先にして、独法の改革も含めた行革をやっていこうということで、今、稲田大臣のものの審議会か何かでやっていると思います。ちょっと説明していただけますか。

○小田室長 今、大臣がおっしゃった4つのテーマは、規制改革会議の規制の見直しのほうのテーマが雇用とかだったと思います。独法に関してはたしか別の委員会だと思いますが、いずれにしても、これはまだスタートしたばかりで、どうなっていくかという方針はまだそんなに出ていないのではないですか。

○服部参事官 行政改革は、当面、独立行政法人改革、特別会計改革、無駄の撲滅、この3つの分野を中心に取り組むとのこと。独立行政法人改革については、実務的に検討を行おうということで、有識者懇談会を内閣府の寺田副大臣のもとに設置されております。稲田大臣の記者会見によりますと、いつごろまでに独法改革はまとめられるのかという記者からの質問に対して、総括検証を早期にやって、その結果、なるべく早い時期にと思っています、というお話でございました。

○森大臣 それは何回行われたのですか。

○服部参事官 2月28日に第1回目が開かれただけです。懇談会は28日に設置されております。

○森大臣 その総括・検証をするときに、うちの役所からそれなりの意見は出すのでしょ

うね。

○服部参事官 失礼しました。2回目は3月12日に開催されておりました。ですから、今までに2回でございます。通常、こういう懇談会の場では、各省庁からのヒアリング、現状どうなのか、どういう考え方を持っているのか、各省庁のほうから御説明する、意見交換する。こういうものが設けられるのではないかと我々は思っております。

○森大臣 全くうちの意見を聞いてくれないままに、勝手に決まるといことがないように、そこは情報収集をしておいてください。せっかくこの場で議論しているのですから、きちっと意見は申し上げたいと思います。

また、国民生活センター以外の消費者行政全体ですけれども、消費者委員会と消費者庁の期待に応えられていない現状について、お話がありました。それも、職員数が足りない、頑張っているけれども、なかなか期待に応えられていないというお話がございました。御存じのとおり、私はそもそも、消費者委員会を別出しにすることに大反対をしていた国会議員でございました。

なぜかという、ヨーロッパにおいては、最初は別出しでやっていたのです。ところが、全くそれがうまく機能しなかったのです。それぞれが期待外れで弱体化していったので、この際合体しよう。先ほどどなたかがおっしゃったけれども、消費者委員会は消費者庁の中で審議会として意見を上げていく。では、最も大事なチェック機能はどうするのか。中に入ったらチェック機能は失われます。チェック機能というのは、国会からチェックをする。今、消費者特別委員会というのが設置されていますけれども、そもそも国会、行政、司法と三権分立になっているのは、国会が行政をチェックするということがあるわけですので、そこでしっかりやらしてもらおうということで合体したわけです。

私はそういう考えでありました。その当時、意見は一生懸命言いましたけれども、国会の長時間の議論の末、消費者委員会を外出しにしようということで決まったものですから、やはり決められたことは、今は私は行政の長となりましたので、その当時の国会で決まったことは尊重して、今、2つに分かれていることを前提に、何とかその2つがうまくいくようにしたいとは思いますが、やっぱりなというふうに、今、私は思っております。

以上でございます。

○服部参事官 どうぞ。

○松本教授 次回までに事務局にお調べいただきたいのですが、1年前の閣議決定で、「固有の根拠法に基づき設立される法人」という概念が出てきて、先ほど言った4つの独法についてはそれに当たっているのですが、この閣議決定の中には、一体どういう基準で固有の根拠法に基づき設立される法人に移行するのかということが何も書いていないわけです。定義がないのです。そこで、具体的にはどういう基準で振り分けられたのかについて、調べていただければと思います。

○服部参事官 かしこまりました。

ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間もまいりましたので、きょう御発言いただいた内容につきましては、議事録をHPに掲載させていただきますので、後日、事務的に確認をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次回（第2回）につきましては、日程が決まり次第、御案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

これで、本日の意見交換会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。